

令和5年横審第29号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年1月11日11時35分

三重県木本港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	2.24 トン	2.0 トン
登 録 長	8.30 メートル	9.45 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		139 キロワット
漁船法馬力数	45	

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵区画を配置し、一本つり漁業に従事するFRP製漁船で、同区画中央前部に魚群探知機及びGPSプロッター、同区画右舷寄りに機関遠隔操作レバー、同区画後方に舵柄をそれぞれ備え、a受審人が単独で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年1月11日07時00分三重県二木島港を発し、木本港東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、前示の漁場に到着し、07時40分猪ノ鼻灯台から083度（真方位、以下同じ。）3.7海里の地点付近で、機関を中立運転として船首が北西方を向いた状態で漂泊を始め、右舷船尾甲板で右舷方を向いた姿勢でさおを出し、操業を行った。

a受審人は、定期的に周囲の状況を確認しながら操業を続け、11時32分半僅か前猪ノ鼻灯台から083度3.7海里の地点で、船首が314度を向いていたとき、左舷船尾81度1,000メートルのところにBを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、数分前に周囲を確認したとき、近くにいた釣り船のほかに船舶を見かけなかったことから、依然として接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、避航を促す音響信号を行わず、Bが更に接

近しても、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、11時35分猪ノ鼻灯台から083度3.7海里の地点において、Aは、船首が314度を向いたまま、その左舷中央部にBの船首が、後方から81度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体後部に操舵室を配置し、はえなわ漁業に従事するFRP製漁船で、同室左舷寄りに舵輪及び機関遠隔操作レバー、その右舷側にレーダー、同室右舷寄り後方にGPSプロッター兼魚群探知機をそれぞれ備え、b受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日02時30分三重県引本港を発し、同県鵜殿港東方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、05時00分頃前示の漁場に到着し、周囲が明るくなるのを待って操業を行ったのち、10時45分帰途に就き、4海里レンジでヘッドアップ表示としたレーダーを作動させて熊野灘を北上していたところ、尿意を感じ、11時30分僅か前猪ノ鼻灯台から097度3.1海里の地点で、針路を035度に定めて自動操舵とし、12.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行し、操舵室を離れた。

操舵室を離れたとき、b受審人は、同室が無人となる状況であったが、予定進路方向を一べつして船舶を認めなかったことから、しばらくの間は操舵室を離れていても差し支えないものと思い、一旦機関を停止して漂泊するなど、安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、b受審人は、船尾に移動して船尾方を向いて用を足し始め、11時32分半僅か前猪ノ鼻灯台から090度3.4海里の地点に至ったとき、正船首1,000メートルのところにAを視認するこ

とができ、同船が、同じ方向を向いたままほとんど移動しないことから、漂泊中であることが分かる状態で、その後Aに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、操舵室を離れていて避航動作がとられないまま続航し、11時35分僅か前同室に戻って正船首至近となったAを認め、機関を後進にかけたものの、効なく、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは左舷中央部外板に破口等を生じ、Bは船首外板に擦過傷及びプロペラシャフトの曲損等を生じたが、のちに修理され、a 受審人が腰部打撲傷を負った。

（航法の適用）

本件は、木本港東方沖合において、漂泊中のAと航行中のBが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である海上交通安全法及び港則法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることになる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、木本港東方沖合において、航行中のBが、安全確保の措置が不十分で、漂泊中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、木本港東方沖合において、帰航中、尿意を感じて用を足す場合、一旦機関を停止して漂泊するなど、安全確保の措置を十分にと

るべき注意義務があった。ところが、同人は、予定進路方向を一べつして船舶を認めなかったことから、しばらくの間は操舵室を離れていても差し支えないものと思い、安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同室を離れていて避航動作がとられないままAに向首進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a受審人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、木本港東方沖合において、操業を行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、数分前に周囲を確認したとき、近くにいた釣り船のほかに船舶を見かけなかったことから、依然として接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月19日

横浜地方海難審判所

審判官 米倉 毅